

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・高潮：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、想定最大規模の降雨が発生し遠賀川等の河川が氾濫した場合、標高の低い遠賀川西岸の底井野校区、遠賀川東岸の中間校区の大部分、東校区や北校区の一部が浸水する想定となっており、最大で5mの浸水が想定されている。中間市の商工業者のほとんどが低平地で営業しており、事業所が点在する8割を超える地域で床上以上の浸水が想定され、そのほとんどの地域で0.5m以上の浸水被害が予想される。また、台風が中間市の東側を通過する場合、北寄りの風の吹き寄せ効果により、響灘沿岸で高潮が発生する恐れがあり、遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による河川の氾濫等が発生する恐れがある。台風による遠賀川河口部の潮位上昇と大雨による河川流量の増大による浸水では、8割を超える事業所が床上浸水以上～3m未満の地域に立地し、浸水被害3m以上の事業所も多数出ると予想される。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると土砂災害が生じる恐れがあるエリアが点在しており商工業等の集積はないが小規模店舗・事業所がその中に含まれている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の防災地図によると震度5弱以上の地震が今後30年間で80.5%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

市の中央を南北に一級河川の遠賀川が流れている。昭和28年西日本水害では上流の直方市植木で堤防が決壊し、遠賀川西岸の底井野地区が浸水した。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 1,281人(令和元年度中間商工会議所実績調査)
- ・小規模事業者数 1,105人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商 工 業 者	建設業	371	360	市内に広く分布している。
	製造業	76	53	遠賀川西岸の底井野校区に多く分布している。
	卸・小売業	251	201	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の中間校区、東校区の分布が多い。
	飲食業	136	118	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の東校区に分布が多い。
	サービス業	447	373	市内に広く分布しているが、遠賀川東岸の中間校区、東校区の分布が多い。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 中間市ハザードマップの更新・配布
- ・ 防災訓練の実施、防災備品の備蓄

2) 当商工会議所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を与える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りとなっている。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対応の必要性を周知する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市の間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・ 災害発生後速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会議所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・所報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業所BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・中間市事業継続力強化支援協議会（構成員：当商工会議所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（洪水等）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。）

< 2. 発災後の対応 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会議所と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当商工会議所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内で1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内の1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内で0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害は無い	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

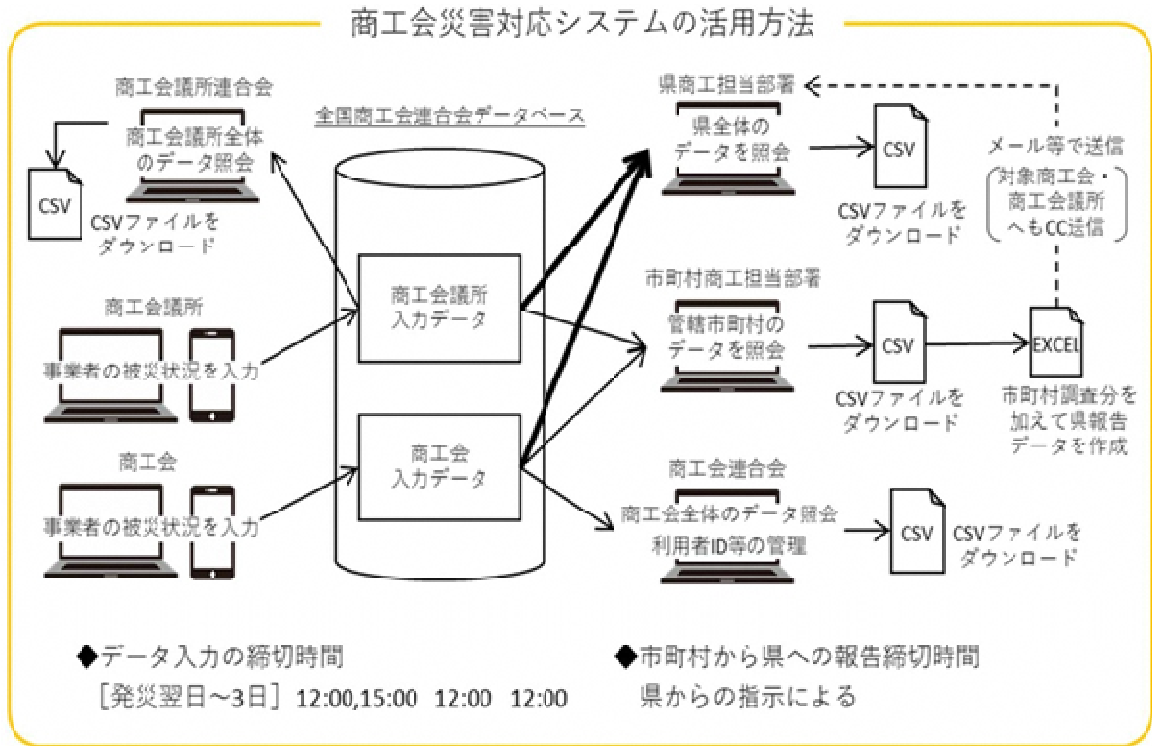
- ・本計画により、当商工会議所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に3回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

< 3. 発災時における連絡体制 >

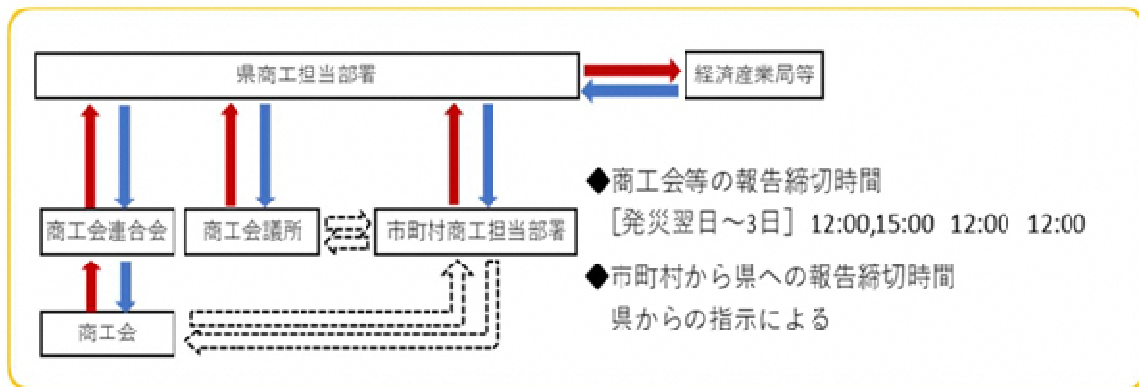
- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当商工会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当商工会議所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当商工会議所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当商工会議所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、中間市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メール又はFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当商工会議所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当課部署へ報告する。

様式I
福岡県中小企業商工課経営支援係 ○○-○○宛て【電子メールにて送付】(メールアドレス keiichien@pref.fukuoka.lg.jp)

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

被害箇所				被害状況			区分 (商工担当課)
所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容(建物、商品、設備、機械の被害など、内容が範囲でできる限り詳しく記載してください)		
○××××××××××	—	××××××××××	製造業	約10万円	工場内が浸水。搬送機などが利用できない状況。	被害額が10万円未満 被害額が10万円以上 被害額が10万円以上 被害額が10万円以上	
△△△△△△△△△△	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。		
1							
2							
3							

※被害額には消費税は含まれていません。消費税は別途記載してください。 ※商工担当課が不明な場合はコピーしてご提出ください。
※既に被害額を算出している被害箇所についても、その後の調査で被害状況等の変更や追加が判明した場合は、併せて被害額を願います。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、中間市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

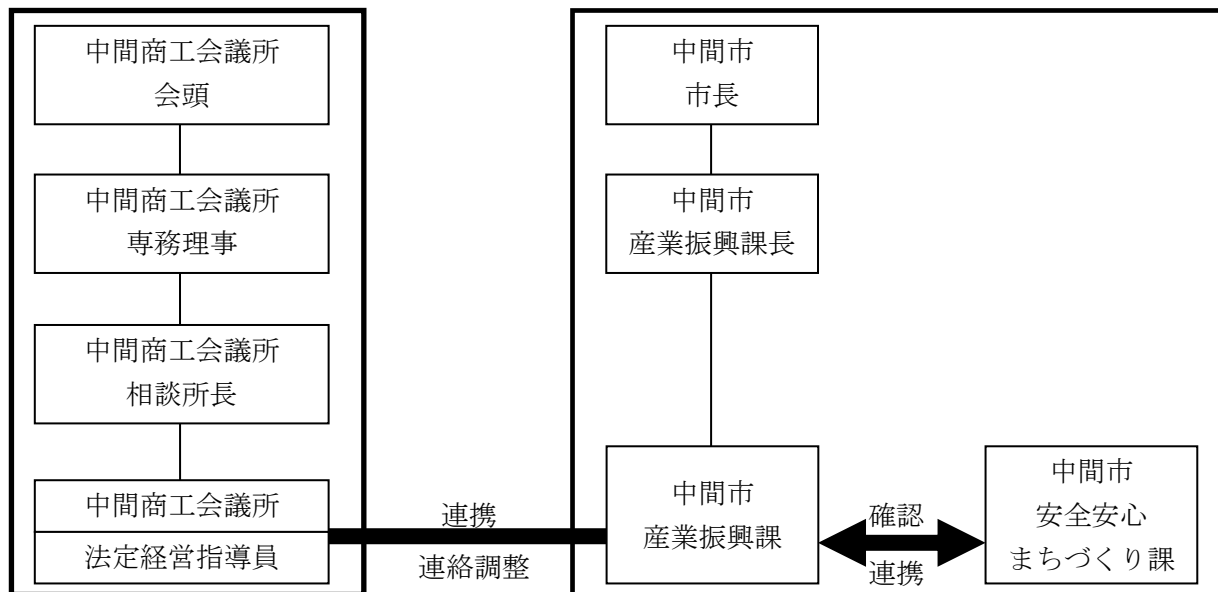
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年6月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 久野 忍、岡部 宗弘、坂本 絢子 (連絡先は(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

中間商工会議所

〒809-0036 福岡県中間市長津1-7-1

TEL : 093-245-1081 / FAX : 093-245-6166

E-mail : main@nakama.cci.or.jp

②関係市町村

中間市 建設産業部 産業振興課

〒809-8501 中間市中間1-1-1

TEL : 093-246-6235 / FAX : 093-244-1342

E-mail : sangyoushinkouka@city.nakama.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・諸費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、中間市補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
住所： 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9 - 1 5 名称： 福岡県火災共済協同組合 代表者の氏名： 理事長 城戸 津紀雄
連携して実施する事業の内容
①普及啓発セミナーの開催 ②損害保険への加入促進
連携して事業を実施する者の役割
① セミナー開催に際し、福岡県火災共済協同組合の職員を講師として派遣することにより、専門的知識及び、損害保険加入の重要性を啓発 ② 損害保険加入促進を行う際の保険内容の説明及び、加入手続き。
連携体制図等
<p>中間商工会議所</p> <p>中間市産業振興課</p> <p>福岡県火災共済協同組合</p> <ul style="list-style-type: none">・セミナー開催時の講師派遣依頼・小規模事業者への損害保険普及活動の際の内容説明依頼・セミナー講師としての職員派遣・小規模事業者への損害保険内容の説明